

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	大和町地区 (国分、福田、新道、佐熊、西町、駄市川原、五領、福島、小川、野口、北原、春日、出羽、惣座、久池井、八反原、川上、水上、西山田、小隈、大願寺、大久保、東山田、立石、平野、平田、下戸田、上戸田、上於保、下於保、佐保、池上、櫛田、久留間、吉富、下村、今古賀、江熊野、今山、横馬場、山王、西野、上都渡城、下田、広坂有木、井手原、上一区、上二区、四十坊、棧敷、楮原、井手口、原折敷野、田中久郎、萩野平柏木、大谷泥畠、屋形所、柚木、古道、仲、井手、三反田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月9日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区の対象農地は、中山間地域、山麓地域、平坦地域からなっており、それぞれの地形や特性に応じた農業経営が行われている。中山間地域では米や施設野菜の栽培のほか干し柿用原料柿の生産が盛んに行われており、山麓部では主にみかんの栽培、平坦部では、米・麦・大豆や野菜の生産のほかイチゴ、花き等の施設園芸が行われている。</p> <p>全体として、農業者の高齢化が進み、後継者が不足しているため、担い手の育成・確保が課題となっている。特に中山間地域については、高齢化と後継者不足による担い手の確保と有害鳥獣対策や耕作放棄地の増加、耕作不便な極小農地の維持管理が課題となっている。</p> <p>一部の果樹園(みかん)については、離農時の相談をJAで受け、隣接みかん農家の集積へつなげている。リタイヤする農家の農地について、近隣の担い手への集積をスムーズに進めることができていない。</p> <p>【経営体数】 認定農業者 98体(432.57ha)(うち法人 10体(42.11ha)) 認定新規就農者 8体(11.82ha) 農業法人 2体(18.33ha) 集落営農組合 2体(69.14ha) 到達者 20体(36.71ha) 担い手 618体(472.67ha) 合計 748体(1041.24ha)</p> <p>【主な作物】 [中山間地域]米・野菜・柿(干し柿) [山麓地域]みかん [平坦地域]米・麦・大豆・野菜・イチゴ、花き</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。 ・みかんの栽培については、これまでに引き続きブランドみかんの推進を行っていくとともに、後継者のいない果樹園については担い手への集積を図っていく。 ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,146.09 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,146.09 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針												
・規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。 ・農地転用のため、農用地面積を変更。												
(2)農地中間管理機構の活用方針												
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。												
(3)基盤整備事業への取組方針												
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。												
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針												
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。												
※参考 一時転用農地 一覧(太陽光パネルを設置し、その下部での作物栽培)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>作物</th> <th>農地面積</th> <th>一時転用許可面積</th> <th>太陽光パネル面積</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和町大字久留間4437・4440</td> <td>原木しいたけ</td> <td>1,379.00㎡</td> <td>8.27㎡</td> <td>558.82㎡</td> <td>R3年2月許可</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	作物	農地面積	一時転用許可面積	太陽光パネル面積	補足	大和町大字久留間4437・4440	原木しいたけ	1,379.00㎡	8.27㎡	558.82㎡	R3年2月許可
設置場所	作物	農地面積	一時転用許可面積	太陽光パネル面積	補足							
大和町大字久留間4437・4440	原木しいたけ	1,379.00㎡	8.27㎡	558.82㎡	R3年2月許可							
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針												
必要に応じて既存の機械利用組合等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。												

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③一部の協定集落及び農家で行っているドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ④法人によるみかんの輸出(香港・シンガポール・アメリカ・カナダ・ベトナム)を行っている。
- ⑤ブランドみかん「あんみつ姫」の品質向上による所得増を目指す。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。